

令和 2 年度の取組み

(1) 超過勤務削減の取組み

【現在の状況】

平成 30 年 7 月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)」により、民間における長時間労働の是正をはじめとする労働時間に関する制度の見直しが行われ、超過勤務時間の上限について、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な場合でも単月 100 時間未満(休日労働含む)、年 720 時間、複数月平均 80 時間(休日労働含む)を限度とされたところである。

それを踏まえて、令和元年 9 月に職員の超過勤務命令の上限設定等について定め、超過勤務時間削減に取り組んでいる。

本市においては、超過勤務時間数が年々増加し、平成 26 年度が過去最大(市制 60 周年記念事業を含む。)となったが、平成 27 年度の超過勤務時間は、平成 26 年度と比較して、全体で 20.1%の削減、一人当たり月平均で 3 時間の削減となった。

しかし、平成 28 年度 11.7%、平成 29 年度 15.1%、平成 30 年度は 19.6%の削減と目標に達していない。

令和元(平成 31)年度においても、引き続き目標を「対平成 26 年度比較 20 パーセント削減」として超過勤務の削減に取り組んでいるが、令和元年 12 月末時点で 14.8%の削減であり、更なる削減努力が必要な状況である。

《超過勤務時間・手当の状況》

年度	年度末比較						12 月末比較	
	超過勤務時間		超過勤務手当 支給額		一人当たり月平均 超過勤務時間数		超過勤務時間	
	時間数 (時間)	増減率 H26 比 (%)	支給額 (千円)	増減額 H26 比 (千円)	時間数 (時間)	増減数 H26 比 (時間)	時間数 (時間)	増減率 H26 比 (%)
H26	39,150	—	89,033	—	16:04	—	27,933	—
H27	31,290	△20.1	71,203	△17,830	13:02	△3:02	21,471	△23.1
H28	34,586	△11.7	75,771	△13,322	14:16	△1:48	23,298	△16.6
H29	33,232	△15.1	71,629	△17,404	13:38	△2:26	23,123	△17.2
H30	31,482	△19.6	67,534	△21,499	12:55	△3:09	22,666	△18.9
R 元	—	—	—	—	—	—	23,807	△14.8

※災害対応と選挙事務にかかる超過勤務は含まない。

【超過勤務削減の取組み】

令和元年度に引き続き、以下の取組みを行う。

- ・職員の健康維持、職員の業務に取り組む意識改革、財政的な負担軽減を図るため、平成

26年度比較で、超過勤務時間の20パーセント（7,830時間）削減を全庁的な目標に設定する。（1人当たり月平均3時間の削減）

- ・事業のスクラップにも積極的に検討を行っていく。
- ・AIやRPAの業務導入の検討を行う。

【実施方法】

- ・人事評価と連動させて、各課の課題整理シートに目標として「超過勤務削減」を入れ、課長、課長補佐、係長を主導に各課、各係でそれぞれ目標を設定する。
- ・超過勤務削減のための方法は各課、係で考え、職員間の連携を進める。そのための定期的な係内会議や課内会議を徹底する。
- ・計画的に業務を遂行するため、超過勤務の「事前申請」を徹底する。可能な限り、週頭に1週間分の申請をし、所属長と係長が業務状況の把握を行いつつ、特に一部の職員に業務が集中しないように職員の協力体制を強化する。
- ・庁内の内部会議・打合せは、資料の簡素化、資料の事前配布及び開始時における終了時間の明確化等を図り、時間短縮に努める。
- ・毎週水曜日のノー残業デイを徹底する。
- ・職員の流動的配置を念頭に部内で時期的に多忙な部署に他の課から応援するなど部長等において積極的に職員を活用する。

（2）既存事業の見直しについて

超過勤務削減の取組み等を行うなかで、既存事業の必要性を改めて考え、事業の見直しを検討するとともに庁内・部内・課内の協力体制も再検討を行う。

（3）組織の見直し・再編について

- ・令和2年度において、機構改革に向けた準備と機能的な組織体制確保のため、係長2名体制を試験的に導入する。
- ・そのほか、令和3年度機構改革に向けて、適切に業務が遂行できるよう、課及び係の再編を全庁的に検討していく。

（4）財政運営の健全化の取組みについて

- ・健全な財政運営を将来にわたり持続していくため、引き続き、歳入確保策、歳出削減の具体的な検討を各課で行っていく。
- ・消費税増税に伴う使用料等の見直しは、全庁的に令和元年度中に行っているが、一部（ゴミ袋料金等）については引き続き検討する。

（5）職員数の方向性の整理について

- ・令和元年度には財政基盤強化計画策定時の目標である225名となったが、当時想定していなかった業務への対応や今後定年延長導入も予定される中、業務量と人件費のバランスを考慮し、225名に固執することなく、適正な人員について検討していく。